

意見書案第 1 号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記意見書を栃木市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

提出者	栃木市議会議員	氏 家	晃
	同	天 谷	浩 明
	同	福 富	善 明
	同	入 野	登志子
	同	針 谷	育 造
	同	白 石	幹 男
	同	針 谷	正 夫
	同	福 田	裕 司

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災対策、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療・介護・子育て支援をはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められ、その財源確保のため、地方税制の充実が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 令和4年度以降の一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月27日

栃木県栃木市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、  
経済再生担当大臣 様